

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	都市間交流について	文化政策課
2	史跡小田原城跡小峯御鐘ノ台大堀切 東堀及び百姓曲輪用地の取得について	文化財課
3	損害賠償請求事件について	経営管理課

平成28年 7 月 27 日

都市間交流について

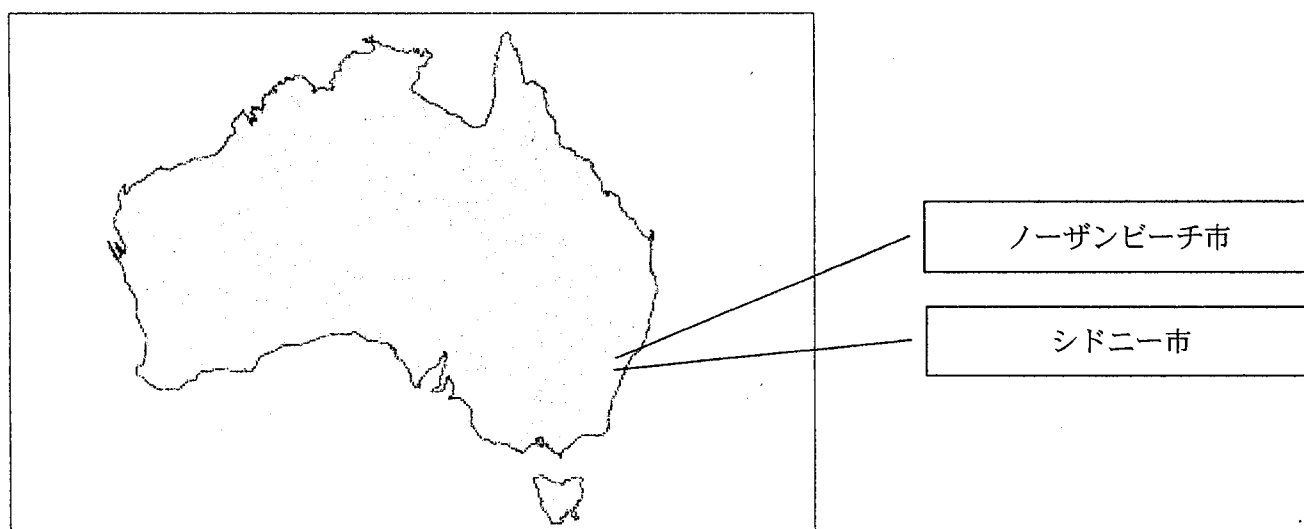
1、海外友好都市オーストラリア・マンリーについて

「ときめき国際学校」(※)を通じて、平成3年より交流を図っているオーストラリア・マンリー市が、平成28年5月12日に、周辺のピットウォーター市、ワリング市と合併し、ノーザンビーチ市となった。本市及びときめき国際学校実行委員会としても、事業継続に向けた、先方の動向を注視しているところである。

※ときめき国際学校参加生徒数（平成28年度までの合計）

小田原市生徒：777人 / マンリー生徒：540人

※ノーザンビーチ市の位置



2、八王子市との今後の交流について

平成28年6月に、八王子市市制100周年記念事業推進室担当者が文化政策課に来課され、小田原市との姉妹都市提携について、提案があった。

八王子市は、平成29年度に市制100周年を迎える都市であり、その記念式典には、本市に姉妹都市として、関係者に出席をしてほしいと求められている。

本市としても、今回の提案内容を精査し、行政間の連携強化に向けて、都市交流提携を含め、八王子市との今後の交流促進について検討していきたい。

※平成27年4月から東京都初の中核市。人口58万人の多摩地区のリーディングシティであり、21の大学を抱えた学園都市。

※本市と八王子市、埼玉県寄居町の観光協会の間で、平成6年に「北條三兄弟三領共同宣言」がされた。

※小田原市の北條五代まつり（5月）にて開催している「小田原城名物市」と、八王子市の八王子いちようまつり（11月）に相互出店。

※平成24年～27年の4ヵ年、5月3日にJR東日本の企画として、八王子～小田原間に団体専用列車「八王子北條号」を運行。各定員約300人。

史跡小田原城跡小峯御鐘ノ台大堀切東堀及び百姓曲輪用地の取得について

史跡小田原城跡百姓曲輪及び同小峯御鐘ノ台大堀切東堀の隣接地について、開発計画に伴う試掘調査を行ったところ、遺構が良好に残されていることが確認されたので、今回、土地所有者の承諾を得て、遺構を保存・活用する等のため、史跡指定を行い、その後、用地取得する予定であるので、次のとおり報告する。

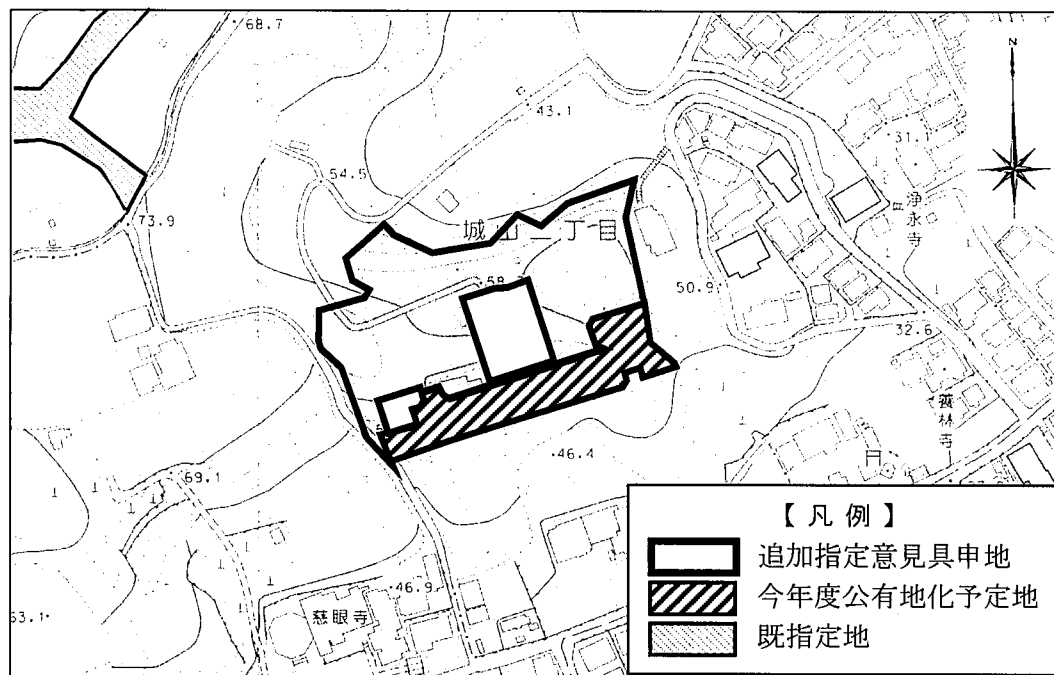
1 百姓曲輪

この場所は、平成 22 年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」において、「発掘調査等の進捗により機会を捉えて追加指定を検討する」場所と位置付けられているため、史跡追加指定の手続を行った。

百姓曲輪については、樹林を含んだ、ほぼ平坦な台地状の部分で、指定地の面積は 7,442.63 m²である。小田原城が攻め込まれた際、小田原北条氏が領民を避難させた場所ではないかとの学説があり、平成 27 年の発掘調査で初めて、百姓曲輪の空堀が確認され、その謎の解明にもつながる可能性が出てきたことなど、その史跡としての価値は高いと考えている。

ここにおいて、史跡追加指定が告示される見通しとなったことから、指定地のうち、当該土地所有者の所有地 1,863.09 m²を今年度に公有地化する予定である。

○位置図



2 小峯御鐘ノ台大堀切東堀の隣接地

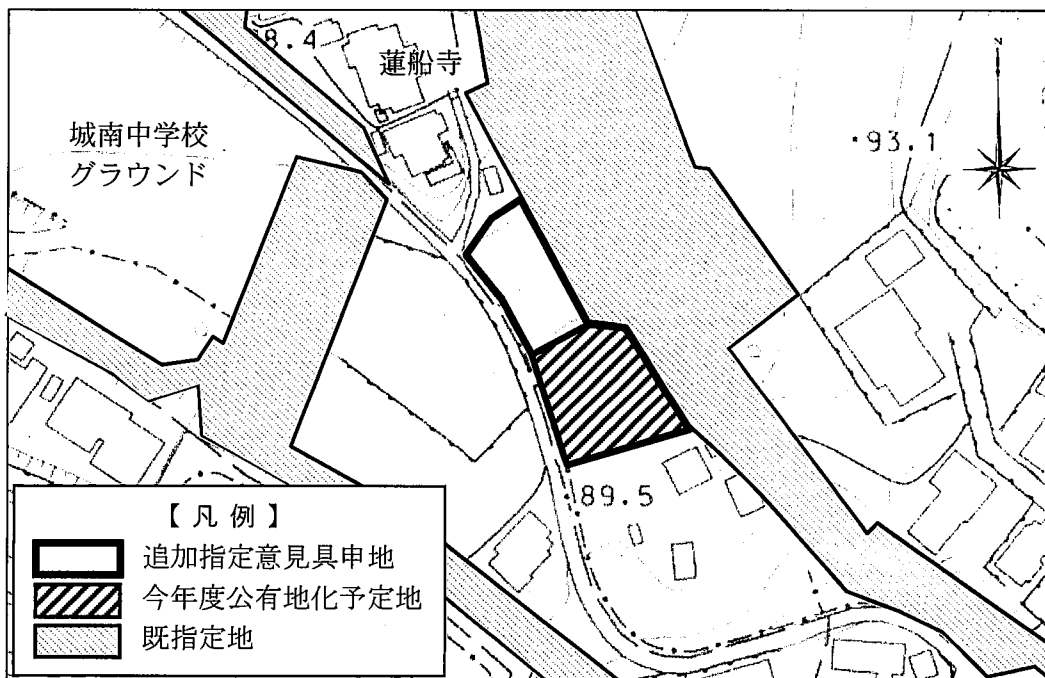
この場所は、平成 22 年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」において、「優先的に追加指定を図る」場所と位置付けられているため、史跡追加指定の手続を行った。

小峯御鐘ノ台大堀切東堀については台地状の部分が、堀の西側に隣接する搔揚げ土により造られた平坦面であり、指定地の面積は993㎡である。ツーデーマーチのコースとしても知られる大堀切に面し、その場所に立つと、小田原北条氏による小田原合戦への備えの実態と当時の緊迫した状況を体感できる場である。

また、所有者が早期の購入を要望していたことから、土地開発公社が先行取得することとし、平成27年度9月補正予算において史跡追加指定後に買戻しを行うための土地開発公社に対する平成28、29及び30年度の3年間の債務負担行為を設定した上で、平成27年4月17日付けで、指定地のうち当該土地所有者の所有地555.02㎡を土地開発公社が先行取得した。

ここにおいて、史跡追加指定が告示される見通しとなったことから、土地開発公社から今年度を買戻しを行う予定である。

○位置図



3 スケジュール

時 期	概 要
平成26年9月並びに 平成27年2月及び3月	百姓曲輪の試掘調査を行ったところ、土塁、堀、搔揚げという一連の遺構が確認できた。
平成27年3月	小峯御鐘ノ台大堀切東堀の隣接地の試掘調査を行ったところ造成された搔揚げの遺構が確認できた。
平成28年6月17日	文化審議会から文部科学大臣への答申がされた。
平成28年秋頃	国指定史跡追加指定の告示が行われる。
告 示 後	国庫補助を得て、百姓曲輪については小田原市が直接、購入するとともに、小峯御鐘ノ台大堀切東堀の隣接地については、市が小田原市土地開発公社から買戻し、それぞれ本市へ所有権移転をする。

損害賠償請求事件について

1. 訴状の概要について

- 事 案：整形外科患者に係る^{かんけつてきせいふくこていじゆつ}観血的整復固定術後の後遺症に係る訴訟
 ※「観血的整復固定術」は骨折における治療法の1つであり、皮膚を切開し、ワイヤー、プレートなどで直接固定する方法である。重度の骨折や整復が困難である場合などに行われる。
- 原 告：市外在住 女性90歳
 被 告：小田原市
- 請求の概要：損害賠償金8,000,000円及び平成27年3月12日から支払済みまでの利息（年5%）並びに訴訟費用の負担
- 請求の根拠：民法第415条に基づく債務不履行責任又は同法第715条に基づく不法行為責任

2 これまでの経過概要

年 月 日	内 容
平成27年2月28日	・原告が道路で転倒して右腕を受傷したため、近医を受診。
3月2日	・原告は他の市内医院を受診し、当院整形外科を紹介される。
3月3日	・原告は当院整形外科を受診。診断：右橈尺骨遠位端骨折、右肘頭骨折。
3月12日	・手術施行。手術中に右腕正中神経の一部を損傷。神経損傷部を縫合するも、術後、指関節の機能障害等を認める。
3月13日	・主治医から原告に対し、「過去に2度右橈骨を骨折していることから正中神経が通常と異なった走行をしていたため今回の手術中に正中神経を不全断裂（一部が切れること）した」、「不全断裂した部分は縫合・修復したので今後はリハビリで回復を見込む」との説明を行った。
3月16日	・経過観察後、退院となる。以後、週2～3回程度、当院リハビリテーション科でリハビリを行う。
4月15日 ） 12月17日	・4月15日から12月17日までに当院整形外科外来を8回受診される。（リハビリは4月から6月上旬までは週2回程度で実施したが、その後、自宅で転倒されたために行われていない。）
平成28年1月13日	・原告代理人から原告が手術手技上の過失により後遺障害を負ったとして、1,539万7,404円の損害賠償を求める催告書が当院に送付される。
2月5日	・当市顧問弁護士から「当院整形外科医師は、行うべき注意義務を尽くし、慎重に手術を進めたものであり、正中神経の損傷は予見しえない事故と判断されるため、賠償責任を負う理由はない」旨を書面で回答。

4月28日	・原告代理人から管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意を求められ、管轄合意書が送付される。
5月13日	・上記の求めに応じることとし、原告代理人に管轄合意書を返送する。
5月31日	・東京地方裁判所民事第14部から訴訟提起があったことと訴状の一部訂正後に訴状を交付予定との連絡がある。
6月20日	・当市代理人弁護士が訴状等原告提出書類を受領する。
6月22日	・当市代理人弁護士から当市に訴状等原告提出書類が送付される。
7月21日	・第1回口頭弁論（東京地方裁判所）